

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) 経営の基本方針

経営理念

当社グループは、企業として果たすべき使命、重視する価値観について、以下のとおりグループ共通の考え方を定めております。この基本理念の下、新しいサービス・製品の差別化のために独自の先端SoC (System on Chip) の略語で、装置やシステムの動作に必要な機能の一部または全てを1つに実装した半導体チップのことに開発しようとするお客様のパートナーとして、また、進化する半導体のエコシステムにおいてファウンドリ・OSATをはじめIP・EDAツール・ソフトウェアに至るまで最新の技術を提供するサプライヤーのパートナーとして、お客様、更にはその先にいる世界中の人々に新しい価値を提供し、豊かな社会の実現に貢献していきたいと考えています。

< 当社グループのMission (企業としての使命) >

Together with our global partners, we bring innovation to everyone everywhere.

< 当社グループのValue (重視する価値観) >

Change……………非連続な変化への適応。ビジネス・技術・マインド・オペレーションなど環境の変化に合わせ我々自身も変化していく。

Technology……………最先端技術の追求により、世界のイノベーションを支える開発競争力を持つ会社を目指す。

Growth……………我々の成長が株主・顧客・パートナー・社員等のあらゆるステークホルダーへの貢献に繋がる。

Speed……………ダイナミックかつ急激に変化する市場・顧客への迅速な対応。

Sustainability……………顧客・パートナー・社会との共生により持続可能な未来を創る。

経営方針

上記の経営理念実現のために、当社グループは、独自の先端SoCを開発しようとするお客様に向けて、最適な技術の組み合わせによりお客様が求める機能を実現するソリューションSoC事業を、独自のビジネスモデルにより展開しています。「オートモーティブ」、「ネットワーク/データセンター」および「スマートデバイス」といった先端成長分野に加えて、「インダストリアル」や「IoT & レーダーセンシング」の分野で、グローバルな顧客から地域的なバランスをとりながら、より多くの商談の獲得を目指します。

事業活動を通して、お客様の信頼を得、世界の主要/成長企業のSoC部門となりお客様の成長を支えるとともに、当社の低消費電力技術などを活用して社会の課題解決に貢献し、また、お客様と協力した開発を通して、エンジニアの成長と会社の成長との好循環を実現し、会社の成長により企業価値の向上による株主への還元を図ります。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、社会的責任を有する企業としての経営の重要性を認識し、意思決定の透明性・公平性を確保するための組織体制や仕組みの整備を実行し、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係を構築していくことを、経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。このため、以下のコーポレートガバナンス・コードの実践と継続的な改善により、企業価値の向上と持続的な成長を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画】

CEO等の後継者計画については、委員の過半数を独立社外取締役(3名の委員のうち2名)とし、独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会での審議を通じて取り組みます。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社では、全ての取締役を対象に、社外機関を活用しながら、取締役会の実効性評価アンケートを実施し、その実施結果をもとに取締役会において協議する方法にて、取締役会の実効性に関する分析および評価を行います。また、その結果を今後開示してまいります。なお、社外取締役に対し、当社の事業内容や現状についての理解を深めるため、事業所の視察や事業担当者による事業概況説明などの機会を提供しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は原則として、政策保有株式を保有しない方針であり、現在、政策保有株式として上場株式を保有していません。

なお、将来において経営戦略等の観点から政策保有株式を取得する必要がある場合には、当社の持続的成長と中長期の企業価値向上に資する場合に限定するとともに、取締役会において、銘柄ごとに取得する意義につき事前に確認し、取得後も保有の適否に関する確認と見直しを毎年行います。また、政策保有株式に関する議決権の行使については、当社の企業価値に資するかどうかを基準として判断します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、「関連当事者取引管理規程」に基づき、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う際は、取引の合理性および妥当性を検証し、取締役会等による適切な承認手続きを行うこととしております。

また、同規程に基づき、すべての関連当事者取引について、四半期ごとに取引実績を取締役に報告を行うこととしております。

加えて、毎年、取締役に対して書面調査を実施し、関連当事者取引の有無を確認しております。

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、さまざまな個性、考え方、価値観をもった社員一人ひとりが、働きやすく、能力を発揮できることができる企業風土、文化の醸成に努めております。

そのため、当社は国籍・性別・年齢を問わず、人材採用と登用を行い、かつ、多様な人材が生き活きと働くことのできる社内環境の整備を推進し、女性社員、外国籍社員、中途採用社員の社員比率および管理職比率について現状以上の比率を目指してまいります。

< 女性社員 >

当社の2022年3月末における女性社員比率は9.5%、女性社員管理職比率は2.4%となっております。また、短時間勤務制度や休職、休暇制度の整備を進め、仕事と家庭を両立できる女性が働きやすい環境づくりを推進しております。

< 外国籍社員 >

当社の2022年3月末における外国籍社員比率は2.5%であり、外国籍社員管理職比率は0.7%となっております。今後も、外国籍社員の採用・登用を推進してまいります。

< 中途採用社員 >

当社は国籍・性別・年齢を問わず、中途採用を積極的に進めており、2021年度は20名の中途採用を行い、うち5名は管理職として採用いたしました。当社の2022年3月末における中途採用社員比率は13.8%であり、中途採用社員管理職比率は6.2%となっております。

今後も、中途採用社員の採用・登用を推進してまいります。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金制度を採用しています。従業員に対しては、入社時および定期的に確定拠出年金制度や資産運用に関する教育を実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、経営の透明性を高めるため、適時、公正かつ公平な情報開示に努めております。経営理念や経営戦略、コーポレートガバナンスへの取り組み等については、適切なタイミングで積極的にホームページ等にて開示してまいります。

() 経営理念および経営方針は、本報告書の「 - 1. 基本的な考え方」をご覧ください。

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「 - 1. 基本的な考え方」をご覧ください。

() 取締役の報酬等の決定に関する方針と手続は、本報告書の「 . 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項(取締役報酬関係)及び2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご覧ください。

() 取締役の選解任、指名に関する方針と手続は、「 . 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご覧ください。

() 新任取締役候補者の選任理由につきましては、株主総会招集通知にて開示いたします。

【補充原則3-1 サステナビリティについての取組み等】

当社のMissionは「Together with our global partners, we bring innovation to everyone everywhere.」としており、Valueの一つとして、「Sustainability / 顧客・パートナー・社会との共生により持続可能な未来を創る。」を掲げております。

この理念のもと、当社はSoC(System on a chip)の力でお客様と一緒にイノベーションを実現し、様々な社会課題を解決します。

2022年4月1日には、担当役員のもとにESG推進室を設置し、サステナビリティに関する社内の各活動を一元的に管理し推進する体制としました。具体的な取組み等については、ホームページ(<https://www.socionext.com/jp/>)などで開示しております。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会は、取締役会規則に定められた重要な業務執行に関する事項や法令に定められた事項を決議するとともに、業務執行の状況を逐次、監督しております。また、複数の多様な分野の専門家である独立社外取締役を取締役に迎えて、業務執行の監督機能の強化と適切な助言などによる実効性ある体制の整備を図っております。

また、取締役会は「グループ決裁権限・関係会社管理規程」に基づき、経営執行の権限の一部を、CEOを議長とし、各部門を統括する執行役員等で構成する経営委員会に委譲しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社では、監査等委員を含む独立社外取締役の選任にあたっては、指名・報酬委員会で独立性に関する基準および方針との適合性について審議し、その結果を取締役に答申し、取締役会において審議した上で決議することとしております。

当社が採用・制定した独立性基準は、会社法の定める社外取締役の要件、東京証券取引所が定める独立役員の要件および当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」に基づいております。

【補充原則4-10 指名委員会・報酬委員会の権限・役割等】

当社は、役員の指名・報酬に関して、独立性・客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、委員の過半数を独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役が務めております。

指名・報酬委員会は、取締役および執行役員の指名や報酬に関する基準や選解任について取締役会に答申します。

【補充原則4-11 取締役会の多様性に関する考え方等】

当社では、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示しております。

監査等委員でない取締役の候補者は、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定されます。

監査等委員である取締役の候補者は、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の答申に基づき、監査等委員会の同意を経たうえで、取締役会において決定されます。

なお、取締役のスキル・マトリックスを本報告書の末尾に掲載しております。

【補充原則4-11 取締役の他の上場会社の役員との兼任状況】

当社は、取締役の役割・責務が全体にわたり適正かつ健全に果たされるよう、他社役員との兼任状況が合理的な範囲かどうかを考慮して取締役候補者の選任を行っております。

なお、現在の当社の取締役のうち、上場会社役員を兼務している取締役はおりません。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性の分析・評価】
上記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】補充原則4-11 をご覧ください。

【補充原則4-14 取締役のトレーニングの方針】
当社は、新任の社内取締役および執行役員の就任の場合、法令遵守、コーポレートガバナンス、財務その他の事項に関して、必要な知識の習得のために外部セミナー等を活用し、研鑽に努める方針としております。
また、新任の社外取締役の就任の場合は、業界動向や当社の状況についての説明を行うとともに、就任後は当事業への理解をより深めるため、各担当取締役や執行役員に直接説明を求めることができる体制をとっております。
取締役会の審議を活性化するため、各取締役がそれぞれの必要に応じ自主的に参加する講習会・交流会等の費用は当社が負担することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備、取組みに関し、以下の内容を方針といたします。

- < 対話を促進するための取組み方針 >
- ・金融商品取引法等の法令および東京証券取引所の適時開示規則に従い、適時適切な情報開示を行う。
 - ・株主との双方向コミュニケーションを図り、当社の経営状況や運営方針を分かりやすく正確に説明することに努めるとともに、株主の意見や要望をIR状況報告の一環として取締役会にフィードバックし、経営戦略の策定、事業運営の改善、情報開示のあり方などへ反映する。
 - ・それにより企業としての持続的な成長と中長期の企業価値向上に繋げていく。
- < 社内体制 >
- ・IR担当責任者は経営企画担当の執行役員とし、IR担当部門は広報IR室とする。
 - ・IRに関連する部門（広報IR室、経営企画室、総務人事統括部、財務経理統括部等）は株主との対話を進めるための開示資料の作成にあたり、十分な連携を行う。
- < 取締役会への報告 >
- ・IR担当役員は、株主・投資家からの情報・意見を定期的に取締役会に報告する。
- < 対話を促進するための取組み >
- ・適時開示規則に該当する情報は、TDnetにより開示する。
 - ・ホームページの株主・投資家向けページにおいて必要な情報を開示する。
 - ・個別ミーティングやグループ面談、会社説明会など対話機会を設定し、積極的に情報を開示する。
 - ・決算説明会を実施し、株主・投資家向けページで資料を公開する。
- < インサイダー情報の管理 >
- ・法規制や社内規定に従い、インサイダー情報を適切に管理する。
 - ・決算情報の漏洩防止と公平性の確保のため、決算発表日前の一定期間を「沈黙期間」とし、この期間は、原則として決算に関連するコメントや質問への回答を控える。ただし、この期間中であっても適時開示規則に則った適時開示を行うことがある。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社日本政策投資銀行	5,049,966	14.99
富士通株式会社	5,049,900	14.99
パナソニックホールディングス株式会社	2,525,000	7.50

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明更新

大株主の状況は、上場に際して行った売出し(オーバーアロットメントを含む)の状況を把握可能な範囲で反映したのとなっており、当該売出しによって取得した株主の状況は反映しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

更新

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	更新 社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北所 克史	他の会社の出身者							○				
鈴木 正俊	他の会社の出身者											
笠野 さち子	弁護士											
市川 育義	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北所 克史		○	株式会社日本政策投資銀行の取締役常務執行役員を務めております。同社は、上記「大株主の状況」に記載のとおり当社議決権の14.99%を所有する主要株主であります。	投資銀行における経営者としての経験と金融や投資に関する豊富な知識を有していることに加え、東京証券取引所および当社が定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立した社外取締役として客観的かつ中立的な立場から取締役会の意思決定および監督機能への貢献が期待できると判断したためです。なお、北所氏は当社の主要株主である株式会社日本政策投資銀行の出身者であります。当社株式上場時に同社が相当数の当社株式を売却しており、また、同氏の優れた人格、金融面や経営面に対する高い見識、複雑で理解に時間を要する当社ビジネスモデルを十分把握した上で事業運営にかかる有益な助言を当社が受けていること等を勘案して、当社が定める独立性判断基準を満たしていると判断いたしました。
鈴木 正俊		○	――	ICT関係の複数の上場企業における長年の経営者としての経験と、経営トップを務めた経験から、高い見識と幅広い視点を有していることに加え、東京証券取引所および当社が定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立した社外取締役として客観的かつ中立的な立場から取締役会の意思決定および監督機能への貢献が期待できると判断したためです。
笠野 さち子	○	○	――	弁護士としての職務経験に基づく法律に関する専門的な知識・経験に加えて、東京証券取引所および当社が定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立した監査等委員である社外取締役として専門的かつ中立的な立場から取締役会の意思決定の適正性や透明性の確保や監査・監督機能強化への貢献が期待できると判断したためです。
市川 育義	○	○	――	公認会計士としての職務経験に基づく財務会計に関する専門的な知識・経験や監査法人における経営者としての経験に加えて、東京証券取引所および当社が定める独立性に関する基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがあるとされる事項に該当しないことから、独立した監査等委員である社外取締役として専門的かつ中立的な立場から取締役会の意思決定の適正性や透明性の確保や監査・監督機能強化への貢献が期待できると判断したためです。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助するために、監査等委員会事務局を設置し、事務局長には監査役経験者を充てるとともに、専任の従業員1名を配置しております。監査等委員会事務局の独立性を確保するため、監査等委員会事務局に属する者は、監査等委員会からの直接の指示・命令系統のもと監査等委員会の支援を行うとともに、その任命・異動など人事に関する事項については、監査等委員会の事前の同意を得ることとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、監査の実効性確保や効率的に監査を進めるため、会計監査人との連携として、会計監査計画および会計監査結果の説明を受けるとともに、必要に応じて情報交換および意見交換を行っています。また、内部監査部門との連携として、年間監査計画および内部監査結果の報告を適時に受けるとともに、必要に応じて意見交換を行っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

取締役会の任意の諮問機関として、取締役および執行役員の選解任や報酬の決定等が透明性・客観性をもってなされることを目的に、指名・報酬委員会を設置しています。指名・報酬委員会では、委員の過半数を独立社外取締役とするとともに、委員長も独立社外取締役とし、独立性を確保しています。

指名・報酬委員会は、取締役および執行役員の選解任基準と候補者の指名、取締役会の構成、CEO等の後継者計画等を策定します。監査等委員でない取締役の候補者および執行役員については、指名・報酬委員会の答申を受けたうえで取締役会において決定します。監査等委員である取締役の候補者については、監査等委員会の同意を経たうえで取締役会にて決定します。

指名・報酬委員会は、取締役および執行役員の報酬制度・水準について審議して取締役会に答申し、この答申を受けて取締役会において報酬に関する方針を決定しています。各年度における個人別の報酬決定に関しては、この方針に基づいて指名・報酬委員会が答申を行い、この答申を踏まえて取締役会が決定しています。

委員会における現在の委員は次のとおりです。

・指名・報酬委員会
委員長:鈴木正俊(独立社外取締役)
委員:北所克史(独立社外取締役)、肥塚雅博(代表取締役会長兼社長)

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
当社は、以下のとおり、社外取締役の独立性判断基準を定めております。

< 社外取締役の独立性判断基準 >

当社は、社外取締役又はその候補者が、次の1から9のいずれにも該当しないと判断される場合、独立性を有しているものと判断する。
ただし、次の1から9のいずれかに該当する者であっても、当社が十分に独立性を有する者については、その理由を公表することを条件として、当社の独立社外取締役とすることができる。

1. 当社グループ(注1)を主要な取引先とする者(注2)又はその業務執行者(注3)
2. 当社グループの主要な取引先(注4)、主要な借入先(注5)、又はそれらの業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬を得ている(注6)外部専門家、又は当該外部専門家が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
4. 当社の会計監査人の社員又は使用人
5. 当社グループから多額の寄付を得ている(注7)者、又は当該寄付を得ている者が法人等の団体である場合の当該団体に所属する者
6. 当社グループから取締役等の役員を受け入れている法人等の団体の業務執行者
7. 過去3年間に於いて上記1から6のいずれかに該当していた者
8. 当社の主要株主(注8)又はその業務執行者
9. 次のいずれかの者の近親者(注9)
 - (1) 上記1から8に掲げる者
 - (2) 当社グループの業務執行者
 - (3) 過去3年間に於いて当社グループの業務執行者であった者

(注1) 当社グループとは、当社および当社の子会社をいう。

(注2) 主要な取引先とする者とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上が当社グループへの売上である者をいう。

(注3) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者をいう。

(注4) 主要な取引先とは、当社グループの取引先のうち、当社グループの直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上が当該取引先への売上である者をいう。

(注5) 主要な借入先とは、当社の直近の事業報告に記載された主要な借入先をいう。

(注6) 多額の報酬を得ているとは、個人に関しては当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の報酬を得ていること、法人等の団体に関しては当該団体の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の報酬を得ていることをいう。

(注7) 多額の寄付を得ているとは、当社グループの直近事業年度において年間1,000万円以上の寄付を得ていることをいう。

(注8) 主要株主とは、議決権を10%以上保有する者をいう。

(注9) 近親者とは、配偶者、2親等内の親族又は同居の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

詳細については、本報告書の「1.【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照ください。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、その他

該当項目に関する補足説明

事業計画達成による成長戦略の実現とそれに伴う上場準備の加速を目的とするインセンティブ制度として、2020年12月末までの入社者に対して、8回にわたりストックオプションを付与しております。

なお、非業務執行取締役に對しては付与していません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

法令に従い、監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役の別に総額を開示しております。なお、連結報酬等の総額が1億円以上となる者が存在する場合には、有価証券報告書において法令に従い個別に開示する予定であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

< 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定方針(概要) >

A. 取締役報酬制度の内容

a. 基本的な考え方

- ・会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性が高いものであること
- ・株主と利益意識を共有するため、企業価値の向上と報酬が連動するものであること
- ・企業ビジョンの実現にあたって、適格な能力要件を満たすグローバルな経営陣の確保とリテンションに資するものであること

b. 報酬水準

当社を取り巻く経営環境を踏まえ、調査会社のデータに基づく同業他社または同規模の他社等の報酬水準との比較を客観的にを行い、役職に見合う適正水準を設定します。

c. 報酬等の決定プロセス

- ・取締役会は指名・報酬委員会に対して基本方針および決定手続の諮問をします。指名・報酬委員会の答申内容は取締役会にて審議され、取締役会において基本方針および決定手続を決定し、報酬総額の上限を見直す場合の株主総会の議案内容を決議します。
- ・個人別の具体的な基本報酬およびインセンティブ報酬(現金・株式)の額については、株主総会で承認された報酬総額の枠内で、指名・報酬委員会から取締役会になされた答申の内容を踏まえて、指名・報酬委員会の承認を得た上で決定することを条件として、取締役会の決議に基づき代表取締役会長に一任します。

B. 報酬体系

a. 取締役のうち業務執行取締役

基本報酬: 責任の範囲および会社における役割(役位)に基づき固定金額を月例支給

現金インセンティブ報酬: 対象年度の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として現金(賞与)を支給

株式インセンティブ報酬: 対象年度の業績結果の評価に基づき業績連動報酬として業績連動型譲渡制限付株式を付与

- ・業績目標が100%達成された場合の報酬の構成割合の目安は 60% 20% 20%です。
- ・インセンティブ報酬(現金・株式)の業績連動部分の評価項目・指標は、「売上高」「営業利益額」「商談獲得金額」「事業変革、成長戦略、ESG対策など」の4項目で、それぞれ約25%のウェイトとし、これらの項目全体を指名・報酬委員会で総合的に判断して評価をします。評価結果は取締役会に答申され、取締役会にて審議されます。

b. 取締役のうち独立社外取締役(非業務執行取締役)

- ・業務執行の監督という役割に鑑みて、固定の基本報酬のみとしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、代表取締役社長または取締役会事務局から、事業概況や取締役会上程議案について補足説明を行う等の必要なサポートを行っています。さらに監査等委員である社外取締役に対しては、監査等委員会事務局が、その活動をサポートしています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
岡本 吉史	特別技術顧問	顧客や学術機関等との技術連携を図る	勤務形態 : 常勤 報酬の有無 : 有	2022/3/30	2022/3/30 ~ 2023/3/31

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1 名

その他の事項

上記の顧問の委嘱は取締役会で決議しており、「顧問規程」に基づき、任期は原則として1年とし、業務の内容、経験、知識および社会的地位などを考慮して適正水準の報酬額を設定しております。

なお、2022年3月30日に指名・報酬委員会が設置されたことに伴い、今後の顧問任命については、必要性和処遇内容の適正性に関して指名・報酬委員会の答申を得たうえで、取締役会にて決議することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の業務執行および監視体制は、次のとおりであります。

< 取締役会 >

取締役会は、経営に関する重要事項や法令定款に定められた事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次、監督しております。また、複数の多様な分野の専門家である独立社外取締役を取締役に迎えて、業務執行の監督機能の強化や適切な助言など実効性ある体制の整備を図っております。取締役会は原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会は、社内取締役6名と独立社外取締役4名の計10名から構成されます。

2022年7月27日に当社の社外取締役を退任した池本守正氏(元 富士通コンポーネント株式会社 取締役常勤監査等委員)および宮部義幸氏(パナソニックホールディングス株式会社 取締役 副社長執行役員)は、同日付にて2023年3月31日までを任期として当社の顧問に就任しております。池本氏は経営管理・財務会計・監査・内部統制等に関して、宮部氏は企業経営・先端技術・業界情報等に関して優れた知見を有していることから、当社経営に関する助言と取締役会に対する有益な情報提供を行っていただくことを目的に取締役会および社外役員会議にオブザーバーとして同席しております。

< 監査等委員会 >

監査等委員会は、持続的な企業価値の向上に向けて、取締役の職務執行の適法性や妥当性に関する監査を行い、企業の健全性を確保し、株主の共同の利益のために行動します。重要な会議への出席や会計監査人および監査部との連携強化により、監査・監督機能の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を1名選定しております。監査等委員会は、原則として月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催しております。監査等委員会は、3名の取締役(うち2名が独立社外取締役)で構成され、委員長は独立社外取締役です。

< 指名・報酬委員会 >

指名・報酬委員会は、取締役会決議により、取締役の中から選任された委員によって構成され、当社役員の選任および報酬などについての透明性の向上などに努めることを目的として取締役会の任意の諮問機関として設置しております。指名・報酬委員会では、取締役会の諮問を受け、役員の選任や報酬などについて答申を行っております。取締役・執行役員の人事に関する選任基準・方針を策定し候補者を審議し、取締役・執行役員の報酬に関する方針を策定し報酬水準を審議します。独立した視点を取り入れるため、社外取締役が委員長を担うとともに、委員の3分の2は社外取締役で構成されております。

< 社外役員会議 >

社外役員会議は、社外取締役が経営の意思決定に必要な情報を収集し共有を図るとともに、取締役会への意見や議論の必要性などについての意見交換をするために、毎月開催しております。筆頭独立社外役員が議長を務めております。

< 経営委員会 >

経営委員会は、取締役会での権限移譲の決定に基づき、当社グループの経営執行における重要事項および取締役会に付議すべき重要事項の審議、決定を行います。経営委員会は、原則として毎週1回開催しております。CEO、執行役員、CEOが指名した組織責任者等で構成されております。

< 監査部 >

監査部は、CEOの直下に設置されており、当社グループにおける経営諸活動の全般にわたる内部統制の整備状況および業務の遂行状況について内部監査を実施します。総数7名で構成されております。

< 取締役の選解任の方針 >

当社の取締役の選解任の方針、基準および手続きを以下のとおり定めております。

1. 選任の方針

- (1) 取締役候補者の選任にあたっては、各取締役の経験、知識、能力をバランスよく配置することにより、多様性を確保しながら取締役会がその機能を十分に発揮し、当社グループの持続的発展に寄与できる取締役会の構成となるよう考慮する。
- (2) 取締役会は、10名以下で構成するものとし、そのうち3分の1以上は当社が定める社外取締役の独立性判断基準を満たす者とする。
- (3) 監査等委員会には、原則として、法務および財務会計の専門家を少なくとも各1名配置する。

2. 取締役候補者の選任基準

(1) すべての取締役に共通する要件

取締役に必要な人格、知識、見識、経験等を有するとともに、高い遵法意識と倫理観を有していること。
当社グループの経営理念を理解し、さまざまなステークホルダーの信頼を得ることができる誠実さを有していること。

(2) 社内取締役に求められる要件

当社グループの事業領域に関する高度な知識を有しており、専門領域における豊富な経験と実績を有していること。
全社的かつ中長期的な視点で経営を俯瞰しながら、迅速かつ確かな経営判断を行うことにより、適切な組織運営と業務遂行が推進できること。

(3) 社外取締役に求められる要件

経営経験や専門分野における豊富な経験と知識に基づき、公平かつ広い視点で監督機能を発揮できること。
当社グループの持続的発展に向けて、率直かつ建設的な議論と意見具申ができること。

3. 取締役候補者の選任手続き

株主総会に提案する取締役候補者は、委員の過半数と委員長が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会が決定する。なお、監査等委員である取締役の候補者の選任にあたっては、予め監査等委員会の同意を得ることとする。

4. 取締役の解任基準と手続き

取締役が「2. 取締役候補者の選任基準」で定めた要件を満たさなくなったとき、または、取締役としての適格性を欠くことと認められるときには、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会は法令に基づく解任のための手続き等の適切な措置を行うものとする。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、以下の事項を整備して中長期での企業価値拡大を図るため、監査等委員会設置会社によるコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

(1) 監督機能の強化

独立社外取締役を含む取締役会による監督と過半数の委員が独立社外取締役である監査等委員会による監査・監督により、業務執行に対する監督機能を強化します。

(2) 経営の透明性の確保

取締役の3分の1以上を独立社外取締役とすることや、過半数の委員が独立社外取締役である指名・報酬委員会が役員の指名と報酬に関する答申を取締役会に行うことなどにより、経営の透明性を確保いたします。

(3) 意思決定の迅速化

取締役会は経営の方向性を示し重要な意思決定と業務執行の監督を行うことに注力し、CEOと執行役員に対して業務執行の権限を委譲することにより、迅速な意思決定による事業の推進と企業価値の拡大を目指します。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主様にご検討いただく時間を確保するため、株主総会開催の約3週間前に招集通知を発送することに努めます。また、招集通知の発送前に当社ホームページ等で招集通知の開示を行うように努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご参加いただくため、株主総会は集中日を避けて開催するように努めます。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使サイトや議決権電子行使プラットフォームを利用したの議決権の行使を可能といたします。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加いたします。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英文を当社ホームページや議決権電子行使プラットフォームに掲載いたします。
その他	株主様にとって、見やすく分かりやすい招集通知の作成を心がけます。 また、株主総会においては、議案や報告内容を株主様にご理解いただけるような説明に努めます。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーについては、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】における【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】に記載のとおり、情報開示に関する方針を定めております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人株主の持株比率も考慮しながら、個人投資家向け説明会の開催を検討していきます。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎に決算説明会を開催いたします。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	主要な機関投資家との対話の機会を設けます。	あり

IR資料のホームページ掲載	株主・投資家向けページを開設し、法定開示資料や決算説明会資料等を開示いたします。
IRに関する部署(担当者)の設置	広報IR室がIRを担当しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「Mission・Value・行動指針」および「CSR基本方針」において、株主、お客様、取引先、従業員、社会等に対して、誠実・公正・公平な関係を通して、全てのステークホルダーの立場を尊重する方針を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティについての取組みについては、当社ホームページに開示しております。 (https://www.socionext.com/jp/)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーについては、【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】における【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】に記載のとおり、情報開示に関する方針を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づき「内部統制体制の整備に関する基本方針」を取締役会において決議し、当社グループにおける内部統制システム体制を整備し運用しています。

1. 役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の職務執行にかかる取締役、執行役員(以下、「経営者」という。)は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスに関して制定した「CSR基本方針」を率先して遵守するとともに、当社の経営者としての倫理に基づいてコンプライアンスの推進に積極的に取り組むものとします。
- (2) 当社の経営者は、当社の役職員に対し「CSR基本方針」の遵守を徹底させるとともに、継続的な教育の実施などにより、当社グループ全体のコンプライアンスを推進するものとします。
- (3) 当社の経営者は、事業活動にかかる法規制などを明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、当社グループ全体のコンプライアンスを推進するものとします。
- (4) 当社の役職員は、事業活動の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反のおそれのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実を当社の取締役会および当社の監査等委員会に通知するものとします。
- (5) 当社の経営者は、通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制などを確保した内部通報制度を設置・運営するものとします。
- (6) 当社の取締役会は、職務の執行者から職務執行状況の報告を定期的に受け、職務の執行においてコンプライアンス違反がないことを確認するものとします。
- (7) 当社の経営者は、財務報告にかかる内部統制の評価・監査を通じて内部統制制度の整備の強化を図り、財務報告の適正性を確保するものとします。
- (8) 当社の経営者は、業務の執行状況を確認し、法令・定款などの遵守の確保や業務効率化のための改善を図るため、内部監査を実施するものとします。
- (9) 当社の経営者は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係をもたず、外部専門機関と連携して組織的に対応するものとします。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社の経営者は、その職務執行にかかる文書(電磁的記録を含む。)、その他の重要な情報について、重要文書の管理に関する定めに基づき、保管責任者を定め、適正に保存・管理を行うものとします。
- (2) 当社の取締役は、職務の執行状況を確認するための文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、当社の取締役が、いつでも閲覧可能な体制を整備するものとします。
- (3) 情報セキュリティについては、情報セキュリティに関する定めに基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確にして情報セキュリティに関する具体的な施策を実施し徹底させるものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の経営者は、当社グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、適切なリスク管理体制を整備するものとします。
- (2) 当社の経営者は、当社グループに損失を与えうるリスクを常に評価・検証し、重要なものについては当社の取締役会に報告します。
- (3) 当社の経営者は、前項で認識されたリスクおよび事業遂行上想定されるその他のリスクについて、未然防止対策などリスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行うものとします。また、リスクの顕在化により発生する損失を最小限にとどめるため、当社にリスク・コンプライアンス委員会などを設置し必要な対策を実施するとともに、顕在化したリスクを定期的に分析し、当社の取締役会などへ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行うものとします。
- (4) 当社の経営者は、前3項によって捕捉できないリスク情報の収集のため、当社に内部通報制度を設け、通報者の保護体制などを確保のうえ、これを運用します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営の監督機能と執行機能を分離し、当社の取締役会は経営の基本方針および重要な業務執行等を決定するとともに執行機能の

監督を行うものとします。また、当社は、執行役員制度を導入し、執行機関のうち、経営委員会は経営に関する基本方針、戦略を討議するとともに経営執行に関する重要な事項について決定するものとします。なお、経営委員会に付議された事項のうち、重要な事項については取締役会において報告もしくは決定するものとします。

(2) 当社の取締役会は、当社の経営者およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、各々の職務分掌に従い職務の執行を行わせるものとします。

(3) 当社の経営者は、当社の取締役会、経営委員会、稟議制度などの定めに基づく適切な意思決定手続のもと、職務執行の決定を行うものとします。

(4) 当社の経営者は、経営方針などの周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定しそれを実現するものとします。

(5) 当社の経営者は、事業の効率性を追求するために、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進するものとします。

(6) 当社の取締役会は、当社の経営者およびその他の職務執行組織に毎月の決算報告、業務執行報告などを行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督するものとします。

5. 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、当社グループの企業価値の持続的向上を目的に、「CSR 基本方針」に基づいて、前項までの体制および規定を構築、制定するとともに、当社グループの経営者、執行役、業務執行社員、職務執行者その他これらの者に相当する者から職務の執行にかかる事項の報告を受ける体制を整備するものとします。また、企業集団としての効率性のかつ適法・適正な業務遂行体制の整備に関する指導・支援・監督を行うものとします。

(2) 当社は、当社グループの重要事項の決定権限や決定プロセスなど、当社の代表取締役（複数名いる場合は最上位の職位にある者。以下、同じ。）からの当社グループに対する権限委任に関する共通ルールを制定するものとします。

(3) 当社の代表取締役は、当社グループの管轄部門を定め、当該管轄部門の業務執行を分掌する担当役員は、当社グループの社長などを通じて前2号の実施および遵守を確認するものとします。

当社グループの経営者は、定期的な連絡会などを通じて、当社グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題の確認などを行うものとします。

(4) 当社の取締役は、国内外の法令などに基づき、当社グループの財務報告にかかる内部統制の評価を行い、その結果に基づいて改善活動などを行うものとします。

(5) 当社の内部監査組織は、当社グループ全体に関する内部監査を実施するものとする。

6. 監査等委員会の職務を補助する役職員に関する事項および当該役職員の取締役からの独立性に関する事項

(1) 当社は、当社の監査等委員会の職務を補助すべき役職員を置くこととし、当社の監査等委員会の要求する能力・知見を有する適切な人材を配置するものとします。

(2) 当社の経営者は、前項の役職員の独立性および当社の監査等委員会による当該役職員に対する指示の実効性を確保するため、その任命・異動および報酬など人事に関する事項については当社の監査等委員会の同意を得るものとします。

(3) 当社の経営者は、第1号の役職員を原則その他の組織と兼務させないものとします。ただし、当社の監査等委員会の要請により特別の専門知識を有する役職員を兼務させる必要が生じた場合は、前項による独立性の確保に配慮するものとします。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

(1) 当社グループの経営者は、当社の監査等委員に重要な会議への出席の機会を提供するものとします。

(2) 当社グループの経営者、会計参与、監査役、執行役、業務執行社員、職務執行者その他これらの者に相当する者ならびに従業員は、経営・業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関して重大なコンプライアンス違反となる事実を認識した場合、直ちに当社の監査等委員会に報告を行うものとします。

(3) 当社グループの経営者ならびに従業員は、定期的に当社の監査等委員会に対して職務執行状況を報告するものとします。

(4) 当社グループの経営者、会計参与、監査役、執行役、業務執行社員、職務執行者その他これらの者に相当する者は、第2号または第3号の報告をしたことを理由として経営者または従業員を不利に取り扱ってはならないものとします。

8. 監査等委員会監査の実効性確保のための体制

(1) 当社グループの経営者は、定期的に当社の監査等委員会と情報交換を行うものとします。

(2) 当社の内部監査組織は、定期的に当社の監査等委員会に監査結果を報告するものとします。

(3) 当社の監査等委員会は、当社の会計監査人に対して会計監査の結果などについて随時説明および報告を行わせるとともに定期的に当社の会計監査人との情報交換を実施するものとします。

(4) 当社の監査等委員会の職務の執行について生じる費用については、会社法第399条の2第4項に基づくものとし、当社の経営者は、同項の請求にかかる手続を定めるものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、あらゆる関係を持たないことを社内規定などで明確に宣言し、役職員に周知徹底するとともに、反社会的勢力の排除のための取組を推進しております。

(1) 取引先等との契約においては、反社会的勢力の排除に関する条項を設ける、もしくは反社会的勢力に関する覚書を締結するなど、その徹底を図っております。

(2) 不当要求防止責任者の選任、神奈川県企業防衛対策協議会への加入などにより、警察との連携、反社会的勢力に関する情報を収集できる体制整備を進めております。

(3) 取引先等に対しては、新聞・Web記事検索サービス等を活用し、反社会的勢力とかがわりがある、もしくはその疑いがないか、新規取引時および定期的に全取引先に対して調査を行っております。従業員採用時や新たな取締役候補者等に対しては、取引先と同様に調査を行い、加えて従業員採用時に反社会的勢力とかがわりがない旨の誓約書の取得をしております。

また、一定の範囲の大株主に対しても調査対象として同様の調査を行います。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

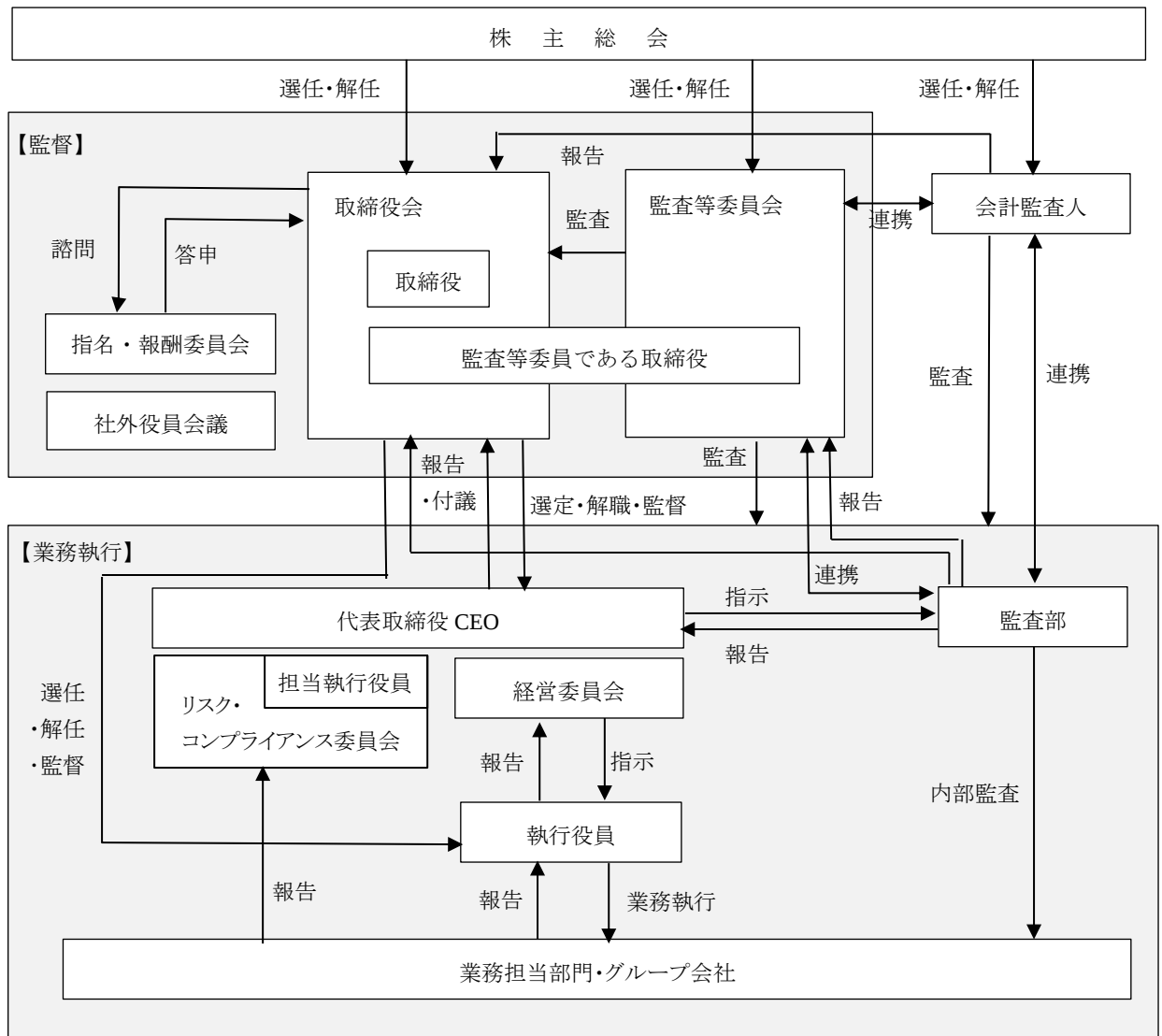
該当項目に関する補足説明

――

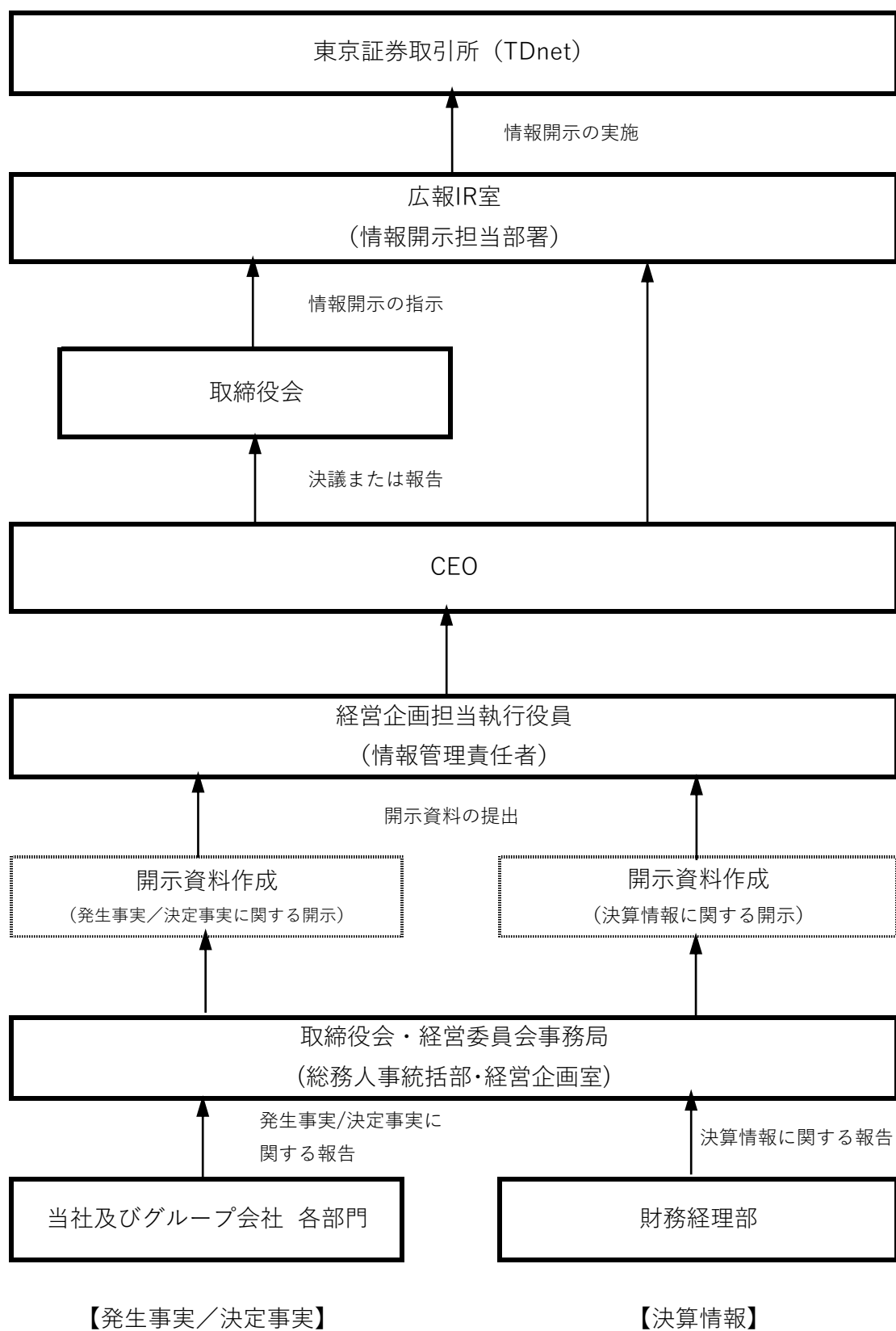
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

- 「適時開示体制の概要」
1. 開示情報の収集について
 当社では取締役会規則、経営委員会規程により、適時開示が必要な情報がこれら会議体集まる仕組みとしており、両会議体には、対外的な情報開示を担務とする経営企画担当役員が出席するとともに、取締役会および経営委員会事務局において、適時開示が必要かどうかの判断を行う体制としております。
 2. 開示情報の公表について
 判断の結果、適時開示の対象となる場合には、開示資料についてCEOの承認を得たうえで、広報IR室より対外的に公表する体制となっています。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



【取締役のスキル・マトリックス（参考資料）】

氏 名	独立社外	監査等委員	経営 経験	半導体 ビジネス	国際 (海外経験)	財務・ 会計	法務・ コンプライ アンス
	取締役						
肥塚雅博			○	○	○		
大槻浩一				○			
久保徳章				○			
米山優				○	○	○	○
安藤慎一				○		○	
鈴木正俊	○		○		○		○
北所克史	○		○		○	○	
佐久間剛		○				○	
笠野さち子	○	○					○
市川育義	○	○				○	